

防火材料等の認定や運用に係るQ & A

作成：平成24年3月

改定：平成29年6月

・はじめに

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、これにより公共の福祉の増進に資することを目的としています。したがって、建築物の一部である防火材料等についても、耐震基準等と同様、最低基準として規定されています。

建築基準法上の防火材料等は、国土交通大臣が定めたもの（告示仕様）と国土交通大臣の認定を受けたもの（個別認定）に大別され、告示仕様は国土交通省告示に、個別認定は認定書の別添にその仕様（構成等）が定められており、施工の際は仕様の通り施工する必要があります。

故意に規定を満たさない場合は論外ですが、仕様の通り施工しなかった場合や間違った解釈により仕様に当てはまらない場合でも、建築基準法で定める最低基準を満たしていないこととなり、ただちに建築物の所有者、利用者等を危険にさらすこととなります。

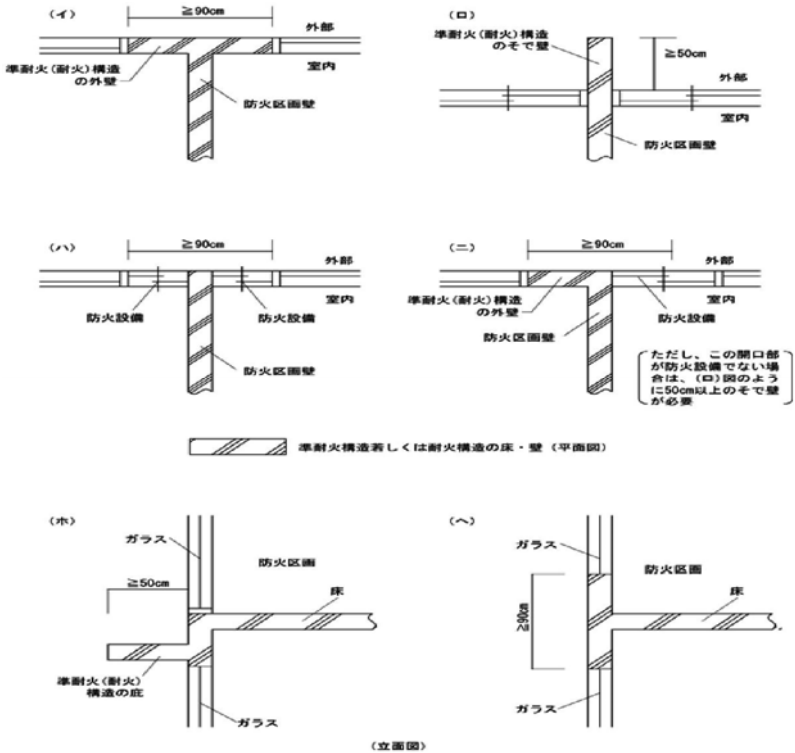
防火材料等は、国民の生命、健康及び財産を守るものという認識を忘れず、常に適切に対応し、建築基準法に対するコンプライアンス（法令遵守）に努めてください。

・ご注意

このQ&Aは、防火材料等の認定や運用に係る質問等に対し、防火材料等関係団体協議会会員団体が認識している内容を回答例として示したものです。建築基準法及び関連法規への適合性を保証するものではありませんので、基本的には建築主事、特定行政庁、指定確認検査機関の判断に従ってください。なお、本回答例は2017年6月時点での回答であり、今後法改正や技術的助言等があった場合は、この限りではありません。また、会員団体特有のQ&Aにつきましては、当該団体のホームページをご参照いただくか、直接お問い合わせください。

防火材料等関係団体協議会

No.	Q	A
1	建築基準法とはどのような法律ですか。	昭和25年5月24日に法律第201号として制定され、国民の生命、健康、財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造及び用途について、その最低基準を定めた法律です。
2	建築基準法の構成はどのようなになっていますか。	建築基準法（以下「法」）の下に、建築基準法施行令（以下「令」）、建築基準法施行規則（以下「規則」）、建築基準法告示（以下「告示」）が定められて構成されています。「令」は法律の委任により内閣が出す政令で、「法」の基本的な規定を受けて、建築物の構造、構造強度、防火、避難、設備や用途に関するより具体的な技術基準などが規定されています。
3	告示とはなんですか。	「告示」は法律の委任により国や地方公共団体が決定して公示するもので、より詳細な技術的基準等が規定されています。
4	技術的助言とはなんですか。	地方公共団体が行う事務に対し、地方自治法に基づき国が法令の解釈や運用などについて周知する通知です。法令に準じる効力があります。
5	性能規定化とはなんですか。	目標性能を明示して、それを検証する方法、方式を示し、一定の性能さえ満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる規制方式で、2000年（平成12年）4月の建築基準法改正によって、それまでの仕様規定に加えて性能規定が追加されました。
6	仕様規定とはなんですか	性能を満足する材料、設備、構造方法を特定して規制する方式で、そのため製造者、商品名、施工管理、表示等も認定条件とされていました。
7	防火避難規定とはなんですか。	建築物で発生する事故や火災に対し、その延焼を抑え、在館者の避難の安全性を確保することを目的とした建築基準法令における関係規定の総称です。特殊建築物の用途、構造、規模などに応じて、防火避難対策の基準が規定されています。
8	防火避難規定の構成はどのようなになっていますか。	防耐火性能、内装制限、防火区画、排煙設備、消火設備、避難階段、非常用進入口、非常用昇降機、非常用照明装置などが規定されています。
9	防火材料とはなんですか	建築基準法では建築物全体の防火上の制限のために次の1.から3.の3種類の建築材料が定義されていますが、一般的にこれらを総称して防火材料と呼ぶ場合があります。 1. 不燃材料：通常の火災による加熱を加えられた場合に、加熱開始後20分間延焼せず、防火上有害な変形、熔融、亀裂その他の損傷を生じず、かつ避難上有害な煙又はガスを発生しない材料。 2. 準不燃材料：通常の火災による加熱を加えられた場合に、加熱開始後10分間延焼せず、防火上有害な変形、熔融、亀裂その他の損傷を生じず、かつ避難上有害な煙又はガスを発生しない材料。 3. 難燃材料：通常の火災による加熱を加えられた場合に、加熱開始後5分間延焼せず、防火上有害な変形、熔融、亀裂その他の損傷を生じず、かつ避難上有害な煙又はガスを発生しない材料。
10	告示の不燃材料とはなんですか	平成12年5月30日建設省告示第1400号（不燃材料を定める件）に記載されている材料です。なお、告示は数次の改正を経ていますので、最新の告示を参照してください。
11	内装制限とはなんですか	初期火災の成長遅延や火災初期の安全避難のために、煙の発生や避難を妨げないように、建築基準法において建築物の内装材料の種類を制限しているものです。建築物の用途・構造・規模・床面積等に応じて、防火材料の指定があります。
12	防火設備とはなんですか	防火戸やドレンチャーなど、火災を遮る設備を防火設備といいます。また、隣地境界線や道路側に面して設けられた開口部（玄関や勝手口、窓等）を遮るかたちで設置された、外壁や袖壁、塀なども防火設備の一つとして見なされます。例えば、鉄製のドアに網入りガラスをはめ込んだものや、スチールサッシに網入りガラスをはめ込んだものなどが、防火設備としてあげられます。2000年（平成12年）6月に施行された改正建築基準法によって、旧来の「甲種防火戸」と「乙種防火戸」の分類が、「特定防火設備」「防火設備」に改められました。
13	耐火構造とはなんですか	建築基準法では建築物全体の防火上の構造制限のために、次の4種類の建築物を定義しています。 1. 耐火構造：通常の火災が終了するまで、その建築物が倒壊しないこと及び屋外に火災を出さず、他の建築物を延焼させない構造。 2. 準耐火構造：通常の火災による延焼を抑制する構造で耐火構造に準ずる構造。 3. 防火構造：建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制する外壁または軒裏の構造。 4. 準防火構造：建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するための外壁または軒裏の構造。
14	準耐火構造（耐力壁）の耐力壁とは何のことですか。	鉛直荷重を負担する壁の意味です。例えば、外壁の防・耐火認定で「外壁（耐力壁）」となっていた場合、認定の範囲に鉛直荷重を負担する部材（いわゆる、「柱」）を含む外壁の認定であるという意味です。 なお、一般に耐力壁といわれるのは、地震や風などの水平荷重を負担する壁のことを指します。

No.	Q	A
15	防火区画とはなんですか。	<p>防火区画とは、建築基準法施行令第112条（防火区画）で規定されていて、火災の発生時に火災・煙の拡大を一定範囲内に留めることを目的として、設置される区画の単位のことです。</p> <p>防火区画は、「耐火建築物」・「準耐火建築物」に対して設置基準が定められており、耐火構造の床、耐火壁、防火設備（防火戸など）などの部材及び設備を用いて、火災を局所的に抑制する役割をもっています。</p>
16	防火区画の壁や床に接する外壁は準耐火構造としなければなりません、その幅の90cmの解釈について教えてください。	<p>建築基準法施行令第112条(防火区画)第10項、第11項に次の通り記載されています。</p> <p>(要旨) 防火区画を構成する床、壁もしくは防火設備に接する外壁については、当該外壁のうち、これらに接する部分を含み90cm以上の部分を準耐火構造としなければなりません。</p> <p>ただし、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、そで壁等で防火上有効に遮られているものはこの限りではありません。</p> <p>また、当該規定によって準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に防火設備を設けなくてはなりません。したがって両側で90cm以上を準耐火構造としなければなりません。上位規定の耐火構造とすることも可能です。</p> <p>以上を図示すると下図(イ)～(ヘ)のようになります。</p> <p>(図はロックウール工業会提供) (参考となる法令)建基令112条10項11項・14項 建築物の防火・耐火防火区画の防火戸・外壁</p>  <p>ただし、この開口部が防火設備でない場合は、(ロ)図のように50cm以上のそで壁が必要</p> <p>準耐火構造若しくは耐火構造の床・壁（平面図）</p> <p>(立面図)</p>
17	耐火間仕切壁に設備開口、配管した場合の隙間の処理はどのようにしたらよいのですか。	<p>建基令112条第15項にすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない、とありますので、区画貫通部の埋戻し処理等が必要となります。建基令第114条第5項、第129条の2の5第1項イ、昭和62年建設省告示1900号及び平成5年建設省告示1426号に従った処理、または、防火区画貫通部の大臣認定に準じた処理が必要となります。また、区画貫通部には消防法も適用されますので、大臣認定を使用される場合には消防評定についてもご確認ください。</p>

	No.	Q	A
認定制度関連 (1)	18	大臣認定とはなんですか。	大臣認定は建築基準法第68条の26に基づき国土交通大臣の認定を受けたもので、国土交通大臣が定めた仕様（告示仕様）と区別されます。大臣認定の中には一つの企業や団体に交付された認定書の他、複数の企業や団体に交付された認定書があります。
	19	通則認定とはなんですか。	通則認定とは、平成12年以前の建築基準法の下において普遍的又は標準的な材料・構造・設備について、同じような個々の大臣認定（個別認定）を、当該団体等がひとつにまとめ、当該団体等からの申請によりに交付された認定です。なお、団体には任意団体も含まれていましたが、現行の大臣認定では廃止されています。
	20	移行認定とはなんですか。	移行認定とは、平成12年の建築基準法改正で、仕様規定から性能規定に変わったこと等から、法改正前の認定について企業、団体等からの申請により、改正建築基準法に基づいて平成13年から平成15年にかけて交付されたものです。なお、旧通則認定については法人格を有する団体、認定されていた個々の企業、あるいはその複数の団体や企業（連名認定）の何れかに認定書が交付されています。
	21	連名認定とはなんですか。	移行認定の際に法人格を有しない任意団体へは認定書が交付されませんでしたので、任意団体の中には、法人格を有する複数の傘下会員会社名で移行認定を受けたケースがあります。このように複数の企業や団体に交付された大臣認定を一般に連名認定と称しています。
	22	連名認定を受けた認定書の内容や材料等を確認したい場合、認定書に記載されている会社はどこでも対応できますか。	認定書には申請時の会社名が記載されていますが、その後当該製品の生産を中止した会社などもありますので、各社又は各団体のホームページ等で確認してください。
	23	連名認定書に記載されていない会社でも、認定書に適合した防火材料等を販売していることがありますか。	移行認定時に任意団体へは認定書が交付されませんでしたので、団体傘下の会員会社名を列記して認定書の交付を受けている場合があります。ただし、認定書は仕様認定であり会社名や製品名を特定しているものではありません。移行認定後に団体へ入会した会社に対し、団体又は認定書に列記された会社が、認定条件への適合性を確認していることがあります。詳細は当該会社が所属している団体にお問い合わせください。
	24	連名認定を受けた会社の品質管理はどうなっていますか。	各会社の責任において行われています。
	25	大臣認定書の写しを入手するにはどうしたらよいですか。	大臣認定書及びその別添を入手するには、大臣認定書の交付を受けた法人等にご相談ください。なお、法人等が団体の場合は当該団体又は当該団体の所属企業に、連名の場合は、そのうちの任意の企業にご相談ください。ただし、建築確認申請にあたって、（一社）建築性能基準推進協会のデータベースに登録されている認定書については、認定書のコピー添付は不要です。データベースに掲載されている大臣認定書のリストは、 https://w.seinokyo.jp/nintaidb/pub/ に公表されています。
	26	大臣認定書の別添が手書きで修正されていますが正式なものはないのですか。	移行認定に当たり、旧認定書の内容に手書きで修正が加えられているものがありますが、その修正されたものが現在の認定書の原本であり正式な認定書となっています。
	27	移行認定書には工場が指定されていますか。	建築基準法では「仕様」を認定しているため、製造工場や施工者については指定されていません。
	28	防火材料・構造等において外国製品が使用可能ですか。	国土交通大臣が定めたもの（告示仕様）又は大臣認定（認定仕様）に適合したものは、使用可能です。
	29	各認定の「別添」の図面に記載のある通りに施工しなければならないのですか。図面に無い納まりは認定の範囲外になるのですか。	図面はあくまで代表的な例示です。図面に表わしきれない納まりについては「別添」の認定条件から判断されることとなりますので、詳細については特定行政庁、指定確認検査機関に確認してください。
	30	木製や鋼製等の下地材においてそのサイズ等の詳細が耐火構造の認定書に明記されていない場合、何を使用しても良いのですか。	認定上は特に制約を受けませんが、構造上有害な影響がないことを確認する必要があります。

	No.	Q	A
認定制度関連 (2)	31	大臣認定を受けた防火材料等の製品及び施工現場に、大臣認定を受けた仕様である旨の表示マークの表示が義務づけられていますか。	法律での義務づけはありませんが、内装の壁紙張りについては公共建築工事標準仕様書で「防火材料の認定又は指定を受けた壁紙には、施工後、適切な表示を行う」とされており、建築工事監理指針では「防火材料の認定を受けた壁紙には、施工後、施工責任を明確にし、当該壁紙による施工が認定された条件を遵守して行われた防火性能のある仕上げであることを表わす施工管理ラベルを1区分（1室）ごとに2枚以上張り付けて表示する。」と記載されています。
	32	認定書に記載されていない事項の判断はどうしたらよいでしょうか。	認定書の交付を受けた会社等の意見を参考に設計してください。最終的には建築主事等の判断となりますので、特定行政庁、指定確認検査機関に確認してください。
	33	告示の不燃材料なのになぜ個別認定を取得しているのですか。	平成12年5月30日建設省告示第1400号（不燃材料を定める件）に記載されている材料名や厚さの条件だけでは製品の特定が困難な場合、又は不燃材料の証明を求められる場合など、個別認定であれば証明が容易なためです。
	34	認定書に記載されている会社名や代表者名が現在異なっている場合、認定書の記載内容を更新する必要はないのですか。	建築基準法に基づく大臣認定は、会社や製品などを特定したものではなく、認定書に記載されている仕様を対象として認定されています。そのため、認定書が発行された後に、会社名や代表者名が変更になってもその効力が失われることはありません。なお、(一社)建築性能基準推進協会の「大臣認定検索システム」では、「申請者の氏名又は名称」のほか「現在の管理会社」が公表されていますので参考になります。 https://www.seinokyo.jp/ninteidb/pub/

No.	Q	A
35	防火構造要求の部位に準耐火構造の仕様を使用することはできますか。	一般に構造は、耐火構造＞準耐火構造（＞防火構造）の順に上位の構造となります。そのため下位構造の認定に対しそれよりも上位の構造認定は使用可能です。同様に防火材料についても不燃材料＞準不燃材料＞難燃材料の順になり上位の材料は、下位の材料の要求部位に使用できます。
36	建築基準法で外壁の仕上げに不燃材料を用いなければならないことがあるのでしょうか。	内装については内装制限がある場合、防火材料を使用しなければなりません、外壁の屋外側については「不燃材料を用いなければならない」という建築基準法や消防法による規制はありません。ただし、建築基準法は最低の基準を示したものですから、施主や設計の方が防火性能を勘案して不燃材料による仕上げを希望される場合や、特定行政庁、指定確認検査機関、消防からの助言がある場合などは、防火材料が指定されることもあります。
37	内装制限のある部位の改修で、不燃材料の壁紙の表面を不燃材料の塗料で塗り替えても良いのでしょうか。	壁紙の上に塗料を塗り付ける仕様で国土交通大臣認定を受けていなければなりません。壁紙及び塗料は基材を含めて大臣認定されており、基材と壁紙、基材と塗料の組合せが条件となっています。したがって、基材と壁紙と塗料を組み合わせる場合は、その仕様での大臣認定が必要となっています。
38	有機系の塗料や仕上塗材は不燃材料と言えるのでしょうか。	塗料、壁紙、仕上塗材などの仕上材は、適用される基材（素地）に塗り付けたり、張り付けたりして使用されますので、基材を含めて性能評価や大臣認定が行われます。なお、性能評価の方法は仕上材を適用する基材の種類や、施工方法（現場施工又は基材と一体化して供給される部材）などの条件によっても異なりますが、基本的には基材の表面に仕上材を施した試験体で性能を評価し、不燃性能が認められれば不燃材料として認定されます。
39	準耐火構造の外壁において断熱材を用いない仕様で国土交通大臣認定を受けている場合、屋内側に有機系断熱材は使用できるのでしょうか。また、間仕切り壁はいかがでしょうか。	有機系断熱材は使用できません。当該断熱材を用いる仕様で大臣認定を取得する必要があります。ただし、パネル単体で、耐火構造の認定を取得している場合などは対応が異なりますので、認定取得企業、団体に相談するか、特定行政庁、指定確認検査機関に確認してください。
40	認定書の図面では、間柱間隔が455mmとなっていますが、メーターモジュールの場合の500mm間隔で施工しても良いのでしょうか。	認定書の図面にある通り 間柱ピッチは455mmで施工してください。メーターモジュールの場合は500mm間隔の認定が必要です。
41	45分、1時間準耐火構造等の名称に「両面〇〇ボード張・・・」とありますが、〇〇ボードを二枚張るのですか。	両面〇〇ボード張とは認定上の表現で、屋外（外装）側の被覆と屋内側の被覆の両面に〇〇ボードを使用するという意味です。具体の構造方法については、認定書別添に記載されている仕様に適合させる必要があります。
42	防火構造の名称に「〇〇ボード表張/せっこうボード裏張」とありますが、〇〇ボードの裏にせっこうボードを重ねて張らなければいけないのですか。	名前は、材料・構造方法等の仕様の概略から命名法に従って決められます。〇〇ボード表張/せっこうボード裏張とは、屋外（外装）側に〇〇ボードを、屋内側にせっこうボードを張るという意味です。屋内側には、せっこうボード（9.5mm以上）以外にも「別添」の標準仕様（施工仕様）の中の「屋内側の被覆」に書かれている材料は使用することができます。
43	屋内側被覆のせっこうボードの施工方法について認定書に明記されていない部分の規定はないのですか。	施工方法について、認定書の別添に明記されていない場合は、JASS 26、一般社団法人石膏ボード工業会および同工業会加盟メーカーの標準仕様書、又は一般社団法人全国建設室内工事業協会の建築内装仕上工事標準施工要領書等を参考とし、詳細については特定行政庁、指定確認検査機関に確認してください。
44	耐火構造等で木毛セメント板とせっこうボード重ね張の場合、張る順番を逆にしても施工できますか。	種類の異なるものを施工する場合は、認定書通りに施工してください。ただし、同一の製品で厚さだけ異なる場合は、認められている事例もありますので、特定行政庁、指定確認検査機関に確認してください。

認定の運用関連(1)

No.	Q	A
45	準耐火構造 1 時間の告示では「強化せっこうボード16mm」、工業会の大臣認定では「強化せっこうボード15mm」となっていますが、その違いは何ですか。	不燃材料の大臣認定を受けている強化せっこうボード (NM-8615) には、レギュラータイプのGB-Fと耐火性を更に高めたGB-F(V)及びGB-F(N)の3種類があります。準耐火構造 1 時間の大臣認定 (QF060BE-9229) では、GB-F(V)及びGB-F(N)の2種類に限定されているため、厚さの条件が15mmとなっています。ただし、告示ではGB-F(V)及びGB-F(N)に加えレギュラータイプのGB-Fも含まれていますので厚さの条件は16mm以上とされています。
46	9.5mmの準不燃せっこうボードを2枚重ねた場合、壁紙の不燃下地として使用できますか。	使用できません。壁紙の防火認定は壁紙を直接張る下地の条件も含めた認定です。大臣認定の基本的事項として当該仕様で認定を受けていない限り、個別の認定の組み合わせは認められません。
47	耐火構造で、床面から鉄骨造の小屋組みの梁の下端まで4m以上ある場合、梁等の耐火被覆は必要ないのですか。また、その法律条文を教えてください。	平成12年建設省告示第1399号(耐火構造の構造方法を定める件)第4三項二「床面から梁の下端までの高さが4m以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で作られた天井があるもの」とあり、小屋組みの梁の耐火被覆は必要なくなります。
48	防火構造等において小屋裏の防火被覆は必要でしょうか。	<p>対象となっている部位が外壁の屋内側とみなせる場合は、外壁として認定を受けている仕様の屋内側被覆に準じなければなりません。ただし、対象部位が軒裏で遮られている場合は不要です。「建築物の防火避難規定の解説2016、日本建築行政会議編集、㈱ぎょうせい発行」に示されている図は、以下のとおりです。 関連告示：平成12年5月24日建設省告示第1358号、同建設省告示第1359号</p> <div style="text-align: center;"> <p>①軒裏で遮られている (告示第2第三号の場合)</p> <p>②外壁によって遮られている (告示第2かっこ書の場合)</p> <p>図 外壁及び軒裏の防火構造</p> </div> <p>また、神奈川県建築行政連絡協議会では、「屋内側仕上げの範囲」の図を公表しています。(参考資料参照) 防火避難規定の取扱い→防火構造の屋内側の仕上げの範囲に関する神奈川県内の取扱いについてPDF (99KB) http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/28287.pdf</p>

認定の運用関連(2)

	No.	Q	A
設備関連	49	耐火間仕切壁に消火栓は取付け可能ですか。	法律上は規制されていませんが、消火栓を取り付けるために下地材などに穴をあけるなど加工することになりますので、その部分の耐火性を確保するために別途取付用下地材等の補強が必要と考えます。ただし、一般的には耐火間仕切壁に開口部を設ける場合、防火設備等が必要となりますので、詳細については特定行政庁、指定確認検査機関に確認してください。
	50	軒裏準耐火構造において換気口を設ける場合は大臣認定が必要ですか。	軒裏は外壁と異なり建築基準法上防火設備の要求がありませんので、換気口を有する軒裏の構造方法等として大臣認定を受ける必要があります。

